

「此花区魅力発信」動画制作業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

「此花区魅力発信」動画制作業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

2025年「大阪・関西万博」（以下「万博」という。）の開催に伴い、区内外の方に対し、万博への来場促進を目的として、万博のPR動画を制作するとともに、万博開催のご当地区である此花区の魅力を併せてPRする。

此花区には多くの魅力的なスポットが存在しており、来訪者にその魅力を発信し、区内中心に足を向けてもらうための取り組みとして、動画による広報が有効であると考え、本事業を実施する。

具体的には、区内西側は大阪湾に面し、北は淀川に南は安治川に接しており、水利に恵まれ臨海工業地帯として発展している。西部臨海地域では平成13年3月に国際的なテーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)」がオープンし、国内外からの来訪者でにぎわっており、公共機関の乗換え地である西九条駅では毎日多くの方が乗り降りを行っている。

一方、区の東部は、古くからの住宅地が形成されており、高齢者が住み慣れた町で安心して暮らせるよう、開設された在宅介護拠点施設や女性の社会参加と自立を支援する男女共同参画センターなど、社会福祉施設や文化施設の充実も図られ、潤いのある住みよいまちづくりが目指されている。

さらに、阪神高速淀川左岸線の建設と併せて、都市公園など水と緑を一体的に整備しようとする「正蓮寺川総合整備事業」が進められており、水辺環境や交通網の整備などにより、住・職・遊バランスのとれた区として今後も発展していくことが期待されている。

万博を機に此花区へ訪れる多くの方に向け、上記の区の魅力を発信するとともに、その手法の一つとして、区の魅力を発信する動画を作成し、多くの方に関心を持ってもらい、「また行きたい街」「住むなら此花区」と実感してもらうことを目的とする。

(2) 業務内容

「此花区魅力発信」動画の制作業務

具体的内容については、別紙「仕様書」を参照のこと。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 3,000,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 履行場所

本市指定による

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料・貸与品等

広報用動画を作成するにあたり、市が所有するデータ等を必要に応じて提供する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「業務委託契約書（成果物型）」のとおり

(4) 契約保証金

契約保証金 要（但し、大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号または第 3 号の規定に該当する場合は免除）

(5) 再委託について

本委託業務において受注者は次に掲げる事項を再委託することはできない。

委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

※その他詳細は別紙「仕様書 15 再委託について」を参照のこと

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

参加資格を有するものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）、もしくはその連合体とし、参加申請時点で、法人等は次の（１）から（８）の条件を、連合体は次の（９）から（１２）の条件を全て満たすこととする。

（１） 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

（２） 大阪市税及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない場合にあっては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（３） 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

（４） 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続の開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者を除く）。

（５） 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

（６） 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

（７） 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

（８） 過去 3 年程度の間に、官公庁又は民間企業において同種・同程度の実績を有する者。

※同種・同程度とは自治体や商品・サービス等を PR する動画を提案し、制作した実績（1 契約につき 300,000 円以上）があること。

- (9) 連合体は、2 以上の法人等により構成された任意団体、J V（共同企業体や合併企業）などとし、本契約に際して設立する予定であるときは、契約相手方として選定された後、契約締結するまでの間に設立すること。
- (10) 連合体を構成する法人等（以下「構成員」という。）は上記（1）から（7）の条件を全て満たしていること。
- (11) 構成員のいずれかが、（8）の条件を満たすこと。
- (12) 構成員のうち、代表となる法人等（以下「代表者」という。）を定めること。なお、申請書提出後の代表者及び構成員の変更は認めない。

なお、法人等は重複して申請すること及び法人等として申請し他の参加申請を行う連合体の構成員となること、参加申請を行う 2 以上の連合体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和 7 年 5 月 20 日（火）
・ 質問受付期限	令和 7 年 6 月 3 日（火）
・ 質問に対する回答	令和 7 年 6 月 6 日（金）
・ 参加申出書提出締切	令和 7 年 6 月 19 日（木）
・ 参加資格決定通知	令和 7 年 6 月 24 日（火）
・ 企画提案書類提出締切	令和 7 年 6 月 26 日（木）
・ 選定委員会（プレゼンテーション）	令和 7 年 7 月 3 日（木）
・ 選定結果通知	令和 7 年 7 月 7 日（月）
・ 契約締結・事業開始	令和 7 年 7 月 9 日（水）
・ 業務完了	令和 8 年 3 月 31 日（火）

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き及び参加決定通知

ア 受付期間

令和 7 年 5 月 20 日（火）から令和 7 年 6 月 19 日（木）まで
午前 9 時から午後 5 時 30 分（本市の休日を除く毎日）

イ 提出書類 次の書類を提出すること。

	書類	法人等	連合体
1	公募型プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式 1-1）	要	不要
2	公募型プロポーザル参加申請書（様式 1-2（連合体））	不要	要
3	公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式 2（連合体））	不要	要（構成員ごとに提出すること）
4	連合体の構成員名簿（様式 3（連合体））	不要	要
5	連合体の協定書の写し	不要	要※1
6	使用印鑑届（様式 4）	要	要（連合体様式を使用すること）
7	実績調書（様式 5、契約書等の添付資料を含む）	要	要
8	登記簿謄本又は登記条項全部証明書（写し可。参加申請時点で発行日から 3 か月以内のもの）	要※2	要（構成団体ごとに提出すること）※2
9	印鑑証明書または印鑑登録証明書（写し不可。参加申請時点で発行日から 3 か月以内のもの）	要※2	要（構成団体ごとに提出すること）※2
10	直近 1 か年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）の納税証明書）※3 【写し可。参加申請時点で発行日から 3 か月以内のもの】	要※2	要（構成団体ごとに提出すること）※2
11	直近 1 か年分の消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署の様式その 3 又はその 3 の 3 様式 [法人]、若しくはその 3 の 2 様式 [個人]）※3 【写し可。参加申請時点で発行日から 3 か月以内のもの】	要※2	要（構成団体ごとに提出すること）※2
12	直近 1 か年の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書※4	要※2	要（構成団体ごとに提出すること）※2

※1 本契約に際して設立する予定であるときは、契約相手方として選定された後、契約締結するまでの間に設立のうえ、提出すること。

※2 令和 5・6・7 年度本市入札参加有資格者名簿に登載されている法人等については不要。

※3 「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない、若しくは非課税等の場合は、その旨を記載した理由書（様

式自由)を提出すること。

※4 会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。(様式自由)

ウ 提出部数

各1部

エ 提出場所・提出方法

8(2)提出先、問合せ先に持参又は送付によるものとする(送付の場合は必着)。

書類は、各1部提出すること。

オ 参加資格決定通知

令和7年6月24日(火)に通知する。

(2) 質問

ア 受付期間

令和7年5月20日(火)から令和7年6月3日(火)午後5時30分まで

イ 提出場所・提出方法

質問は簡条書きで「質問票(様式6)」にて、Eメールにより8(2)提出先、問合せ先へ提出すること。また、送付後に電話連絡を行うこと。

ウ 回答

令和7年6月6日(金)までに此花区ホームページで公表する。

(3) 企画提案書の提出

ア 受付期間

令和7年5月20日(火)から令和7年6月26日(木)まで

午前9時から午後5時30分(本市の休日を除く毎日)

イ 提出書類

・提案できる案は1案のみとし、企画提案書(様式7-1または7-2)(A4判とし、企画提案書の枚数は、企画提案作品を除いて20ページ以内とする。)

ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

1 会社概要

2 企画提案内容

大阪・関西万博及び此花区の魅力発信に資する提案、特に此花区が存在を知らない層、無関心層、若年層が此花区に興味を持ち、「また行きたい街」「住むなら此花区」と実感してもらえるような企画やアイデアを提案してください。また、本業務委託で制作した動画については、SNS等でも発信することを予定しており、効果的な各種SNSでの発信方法や動画を視聴した方が此花区公式LINEに友だち登録しようと思えるような企画やアイデアを提案してください。

具体的にどのように此花区以外にお住まいの方に魅力発信するか、此花区公式LINEに友だち登録したいと思わせる工夫をするか、また動画の視聴による効果の検証方法について記載してください(友だち登録者数や閲覧数は発注者が確認します)。

提案の中に参考動画等を含める場合は、YouTube上に限定公開の動画をアップし、その

URL と 2 次元コードの両方を企画提案書へ記載すること。その際、事業者名はわからないように編集した上で限定公開すること。動画は 3 分程度までとすること。

3 過去 3 年程度の類似業務実績（様式 5）

過去 3 年程度の類似業務実績を記載してください。（受託業務名、契約期間、契約相手方、契約金額、内容など）

特に、本事業との関わりやアピールしたい点について記載してください。

※実績の参考として過去の作品を提出したい場合は、1 種類のみ提出可（副本は事業者名等にマスキング処理すること。）

4 本業務にかかる実施体制、取材の方法・方針（様式 8）

実施体制（人員配置）、取材の方法・方針について、具体的に記載してください。（役割ごとに、人数・経歴・実績等）

5 提案見積及び積算根拠（経費内訳書）

エ 提出部数

8 部（正本 1 部、副本 7 部）

※副本 7 部は事業者名等がわからないようにマスキング処理するなど工夫すること。

※成果物も 8 部提出すること。

オ 提出場所・提出方法

8（2）提出先、問合せ先へ必ず持参すること。

7 選定に関する事項

選定基準、選定方法は次のとおり。

※応募者が 6 者以上あった場合は、選定委員による書面審査を行い、選定会議の参加者を決定することがある。なお、書面審査を行った場合は、その結果を応募者へ通知する。

（1）選定基準

審査は、次の視点に基づく配点とする（合計 120 点）。委員全員が採点した点数の合計点を求め、合計点が最も高い提案者を受注予定者に決定する。（合計点が 72 点に満たない場合選定対象としない）

審査項目	審査内容	配点
(1) 効果性 (50 点)	・ 此花区外の方に対して業務目的に見合う効果（万博 PR、此花区の魅力発信）が期待できるか	30 点
	・ 此花区民に対して業務目的に見合う効果（LINE の友だち登録増加など）が期待できるか	20 点
(2) 企画・制作力 (50 点)	・ 業務の目的やコンセプトを理解した内容となっているか	10 点
	・ 提案内容に、行政にはない専門性・独創性があるか	10 点
	・ 視聴者の興味を引く内容となっているか	10 点
	・ 此花区の魅力、特徴を捉えた内容となっているか	10 点
	・ 伝わる動画を制作するために必要な技術・構成・	10 点

	演出力を有しているか	
(3) 実現性 (10 点)	・ 類似業務の実績や業務遂行のための人員体制があり、妥当な業務スケジュールとなっているか	10 点
(4) その他 (10 点)	・ 費用積算根拠の妥当性	10 点
合計		120 点

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、「此花区魅力発信」動画制作業務委託業者選定会議を行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

選定会議でプレゼンテーションを行う。

・ 開催日時 令和 7 年 7 月 3 日（木） 開催時間は別途通知

・ 開催場所 此花区役所 3 階 第 1 会議室

・ 提案方法 企画提案書による提案は 10 分程度とし、質疑応答を含めて 20 分程度とする。

プレゼンテーションには企画提案書を作成した者が同行すること。プレゼンテーションの出席人数は 4 人までとする。審査はあらかじめ提出された企画提案書類をもとに行い、追加資料の配布は不可とする。参考制作した動画の投影にのみ本市において用意したスクリーンとプロジェクタを使用することができる（事前に投影可能かどうか確認を行うとともに、プレゼンテーション時に投影できなかった際も本市は一切の責任を負わない）。

なお、スクリーンとプロジェクタ以外（パソコンやパソコンとプロジェクタをつなぐケーブル等）は提案者が用意すること。設置に時間を要する機器の使用は認めない。

プレゼンテーション審査を欠席した場合は、審査を行わないものとする。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、企画提案における審査で「効果性」の点数が高い方とする。これにより決定しない場合は「企画・制作力」「実現性」「その他」の順の点数が高い方とし、なお決定しない場合はくじ引きにより決定する。

※合計点数が満点の 6 割に満たないときは、適切な事業者とは認められず委託候補として選定しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

カ 提出書類または企画提案書に不備があること

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、令和7年7月9日（水）に此花区ホームページに掲載するとともに、全ての参加者に対して別途通知する予定である。

8 その他

(1) 提案に要する費用・条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報・法人等の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ 全ての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）

オ 期限後の提出・差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問合せ先

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

此花区役所政策共創課

TEL 06-6466-9511

E メール td0010@city.osaka.lg.jp